

建設局職員表彰実施要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

改定 令和元年 6 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市職員表彰規則第 9 条第 1 項に基づき、建設局において地道に努力し一定の功績をあげている職員個人、グループ、組織単位に光をあてることによって、職員のモチベーションの向上を図り、職場風土を活性化し職場の組織力を強化することを目的とする。

(表彰対象者)

第 2 条 表彰の対象者は建設局職員とする。

(表彰事由)

第 3 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 所属内ではなまる活動の推進に取り組み、優秀な活動を行った者
- (2) 所属において特に業務上顕著な功績をあげた者
- (3) 所属において業務運営上有益な発明、考案又は改良をした者
- (4) 他の職員の模範となるべき優秀な行いがみられた者
- (5) その他建設局長が認める者

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、建設局長が表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

(表彰者の選考)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号に定める表彰事由及び表彰者の選考については、別に定める「建設局はなまる活動表彰等選考委員会」にて行う。

2 第 3 条第 1 項第 2 号から 5 号に定める表彰事由及び表彰者の選考については、別に定める「建設局職員表彰審査会」にて行う。

(その他)

第 6 条 この要綱の実施に関し必要な事項については、建設局長が定める。

附 則 (平 23. 4. 1)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平 27. 10. 5)

この要綱は、平成 27 年 10 月 5 日より施行する。

附 則 (平 29. 10. 31)

この要綱は、平成 29 年 10 月 31 日より施行する。

附 則 (令元. 6. 24)

この要綱は、令和元年 6 月 24 日より施行する。